

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
1	①全体	今まで以上に世代間の交流ができるようにすることには大賛成です。今までは老人がついていたので、老人でも足が遠のいていました。生涯学習センターとこの老人センターも地域ごとに同じ施設として取り込み同じ施設長が何かが所か管理できるようにし、やはり稼働状況をいかに向上したらよいかにとり組めるようにしたらよいと思います。それには市の職員の方も現場に赴きともに携わって、健康寿命とはなにか地域の活性とは何か世代間交流が何故必要か一人では各館に参加できないが参加を希望する人達をどうしたらできるか等業者に委託しながら是非マネージメント力を発揮して文字通りの職務を果たせばやりがいの向上にもなりますね。	市民交流センターは、高齢者をはじめ、子どもから若者、子育て世代まで幅広い世代が利用し、交流できる施設を目指しています。いただいたご意見を踏まえ、世代間交流の機会の充実や利用促進に取り組むとともに、指定管理者と連携しながら、市としても施設運営や事業の充実に努めていきます。また、一人でも参加しやすい活動や交流の機会づくりに ついても進め、多くの方に利用いただける施設を目指します。
2	①全体	1階ロビー施設にやわらかな雰囲気づくりの工夫を 老若男女も楽しめる駄菓子屋の運営など、昭和レトロの発想はいかがですか？ (子供達の出入りが多くなることを期待)	市民交流センターでは、子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に立ち寄り、交流できる居場所づくりを目指していま す。 今後、既存スペースを活用しながら、誰もが立ち寄りやすい雰囲気づくりや居場所機能の充実に向け、指定管理者と協 議を進めていきます。
3	①全体	29. 一体化と分割 現在同時に実施されている「生涯学習の再編案」では、当初60施設を「生涯学習系施設」として一括していたものを見直し、施設の役割や機能に 応じて4つに分類したと説明しています。つまり、設置目的や専門性が異なる施設を一律に扱わないことが、前回パブリックコメントを踏まえた見直しの重 要な点です。 一方、福祉交流センター案では、老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センター、勤労者福祉センターという、設置目的や対象者、設備、専門性が 異なる4種類の施設を一体的に再編しています。 同じ理屈に立てば、老人福祉法に基づく高齢者相談・健康支援・居場所機能と、勤労者や一般市民を対象とするフィットネス・貸室・教養講座等も、目 的や専門性が異なります。 生涯学習施設全体については役割の違いを理由に分類したにもかかわらず、福祉交流型施設については異なる4種類を一括して制度・名称を統一す る理由が十分に説明されていません。どの程度の共通性があれば一体化できると判断したのか、その基準を示してください。	生涯学習系施設として位置づけた60施設の類型整理と、個々の施設における利用制度の統一については、別の観点から 整理を行っています。 今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている4施設の従前の機能を 維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。
4	①全体	30. スケジュールについて 今回の案では、7月から8月にパブリックコメント及び意見交換会を実施し、8月中に方針を決定し、2027年4月から福祉交流センターとして稼働を 開始するとされています。 しかし、条例上の位置付け、料金及び減免制度、優先利用、開館時間、利用者登録、職員配置、安全管理、自由利用スペースの内容など、現時点で具体 化されていない事項が多くあります。パブリックコメント締切後、同月中にこれらを検討し、寄せられた意見を方針へ十分に反映することが可能なの か疑問です。 方針決定前に、施設ごとの具体的な変更内容と市民への影響を示してください。また、一部施設での試行、実施後の検証、必要に応じた再検討など、 段階的な移行を行うことを求めます。料金、減免、開館時間等の具体案が後から決まる場合には、その段階で改めて利用者への説明及び意見聴取を 行ってください。	今回の再編にあたっては、静岡市議会の9月定例会において、市民の代表である議員の皆様にご審議いただきます。 議会での議論を踏まえ、諸条件の整理をすることとなります。 その上で、適宜指定管理者や利用者への説明を行っていきます。
5	①全体	【福祉交流センターの施設目的・名称・機能について】 計画では、「年齢、属性を問わず、市民が気軽に交流し、地域の中で支え合う関係づくりを進めるとともに、居場所及び交流の場の提供、福祉の向上に 資する機能を一体的に備え、健やかな暮らしを支える福祉交流拠点とする」とされています。 また、「年齢や属性によって利用者の範囲を制限していた規定を見直し、多様な世代が利用できる施設に転換します。世代間の交流を促進し、支え合 う関係づくりを進めるとともに、利用者の健康づくりや教養の向上などを通じて、地域における豊かな暮らしの実現を図る」とされています。 この施設の位置付けについて、いくつか疑問があります。 まず、「年齢、属性を問わず、市民が気軽に交流する施設」を目指すのであれば、「福祉交流センター」という名称がその目的に合っているのか疑問で す。「福祉」という言葉からは、一般的には福祉サービスや福祉的な支援を必要とする方を対象とした施設を想起しやすく、年齢や属性を問わず誰もが 日常的に気軽に立ち寄り、利用する施設というイメージとは必ずしも一致しないのではないかと思います。 一方、「福祉」を施設の中心的な目的として掲げるのであれば、福祉的な支援を必要とする方に対して、具体的にどのような機能やサービスを提供す る施設なのかを、より明確にする必要があると考えます。 また、「市民の交流」「居場所」「貸室」「地域クラブ活動」といった機能を中心とするのであれば、既存の生涯学習センターとの役割の違いが分かりませ ん。福祉交流センターでなければ提供できない機能は何なのか、生涯学習センター等の既存公共施設との役割分担を具体的にお示しいただければ幸 いです。 以上から、 ・「福祉交流センター」という名称と「誰もが気軽に利用する施設」というコンセプトとの整合性 ・福祉施設として具体的に担うべき機能 ・生涯学習センター等の既存施設との明確な役割分担 について、市民に分かる形で具体的に示していただくことを求めます。	「福祉」という名称では利用対象が限定的に受け取られるとのご意見を踏まえ、本方針では施設名称を「市民交流セン ター」に見直しました。 市民交流センターは、年齢や属性にかかわらず誰もが利用できる施設として、交流や居場所の提供に加え、健康づくり や介護予防、生活相談など、市民の暮らしを支える機能を備えた施設を目指しています。なお、地域クラブ活動について は、市民交流センターの機能として位置づけるものではなく、地域の実情を踏まえ、利用ニーズがある場合には、活動場 所として施設を有効活用できるものと考えています。 役割分担については、市民交流センターでは、交流や居場所づくり、健康づくり、生活相談等の機能を担うこととしてお り、生涯学習施設は、市民の学びや活動を支援する機能を中心としています。
6	①全体	■P3 「福祉」という言葉からは、一般的に、高齢者や障害者、生活上の支援を必要とする人などを対象としたサービスや施設を想起する人が多いと思われ ます。一方で、「めざす姿」では、年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用・交流できる施設への転換が示されています。「福祉」という名 称から想起されるイメージと、実際にめざしている施設の対象者や機能との間に乖離があるように感じます。幅広い世代の市民が利用・交流すること を目的とするのであれば、あえて「福祉」という名称を用いることが、施設の目的や対象を市民に分かりやすく伝える上で適切なのか疑問があります。 ■P4 「具体的な変更点」において、年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用・交流できる施設に転換するとされています。しかし、既に生涯学 習施設においても、年齢を問わず多様な世代が利用でき、学習や活動、交流の場としての機能が提供されています。そのため、新たに多世代が利用・ 交流できる施設へ転換することについて、既存の生涯学習施設とどのように役割を分担するのか、その違いが明確ではありません。人口減少が進む 中で、既存の施設と機能が類似する施設を増やすことは、施設の維持管理や運営に係る行政コストの増加につながる可能性があり、限られた財源を 効率的に活用する観点からも慎重な検討が必要ではないでしょうか。類似する機能を持つ施設を新たに設けることによって、どのような新たな需要 が見込まれるのか、既存施設の活用では対応できない理由も含め、必要性や費用対効果について、具体的な根拠を示していただくことを希望します。 ■P5 「具体的な変更点」において、貸室の拡充が検討されています。また、「静岡市の生涯学習等のサービス内容の再編案」においても、学校施設を活用し た貸室の提供が示されています。一方で、「生涯学習のサービス内容及び提供場所に係る最適化の方向性(案)」では、現状の貸室について、稼働率が 低い状況(平均27.9 %)にあることが示されています。既存の貸室に十分な空きがある状況で、さらに福祉交流型施設や学校施設など、市内に貸室 の提供場所を増やすのであれば、その必要性や需要について、具体的な根拠を示していただきたいです。新たな貸室を提供することによって、どの程 度の利用が見込まれるのか、既存施設の活用では対応できない需要がどの地域にどの程度存在するのかなど、貸室を拡充する必要性について、具体 的なデータや根拠を示していただくことを希望します。	「福祉」という名称では利用対象が限定的に受け取られるとのご意見を踏まえ、本方針では施設名称を「市民交流セン ター」に見直しました。 今回の再編では、身近な場所に生涯学習施設がない方や、身近に公共施設があっても、利用者制限等により利用ができ ない方々も含め、誰もが利用しやすい施設に転換することを目的に、従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自 由利用スペースを付加します。 貸室機能については、既存施設の稼働率のみをもって判断するのではなく、市民が身近な場所で活動できる環境を確 保する観点から充実させるものです。また、新たな施設整備を行うものではなく、既存施設を活用しながら必要な改修 や機能の充実を進めるとともに、これまで広く一般に開放されていなかった諸室を活用することで、利便性を高めてい きます。 なお、具体的な施設の運用やサービス内容については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
7	①全体	P1 本文下から6行目、「制度と実態の乖離が大きい」は何を指して述べているのか？設置目的や利用者条件が施設ごとに異なるのは当然で、それぞれの制度に沿って施設を設置した訳で、特に利用実態との乖離があるとは思えない。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。ご指摘の記載箇所は、設置目的や利用者の条件が異なる施設であっても、健康増進や教養講座の実施など、共通する機能を担っているということを示す趣旨で記載したものです。しかし、「制度と実態の乖離」という表現では趣旨が伝わりにくいことから、方針の記載を見直しました。
8	①全体	P2 2(2)②利用者を限定することによって、勤労者福祉センターの稼働率が低いというデータはあるのか？また、勤労者福祉センターは15歳以上であれば利用可能であるが、当該年齢未満の市民から利用のニーズがあったのか？また、勤労者福祉センターは15歳以上であれば利用可能であるが、当該年齢未満の市民から利用のニーズがあったのか？	勤労者福祉センターの利用対象者については、稼働率のみを理由として見直しを行うものではありません。本方針では、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など、共通する機能を持つ施設について、利用者制限を見直し、多くの市民が利用できる施設への転換することを目指しています。また、トレーニング・フィットネスルームやプールについては、これまでも市民の皆様の健康づくりの場として利用されてきましたが、利用者制限を見直すことで、より多くの市民が利用できる環境を整えていきます。なお、トレーニング・フィットネスルームについては、安全管理上の観点から、年齢等に応じた利用条件やルールを設ける予定です。清水テルサのプールについては、学校利用や地域クラブ活動での活用など、幅広い利用を検討していきます。
9	①全体	P3 3(1)再編のめざす姿で「勤労者福祉の機能は維持しながら」とされているが、勤労者福祉センターの利用が個人中心であることは否めず、新たな福祉交流センターの役割とは一致していない。P5(4)でも老人系施設と勤労者福祉センターでは機能の違いが明らかである。勤労者福祉センターの従来機能の維持は今後も担保されるのか？一旦、福祉交流センターとして統一した後は、新たな本来機能に収斂させていくのか？	本方針は従来の施設機能を廃止するものではなく、勤労者福祉センターが担ってきたトレーニング・フィットネスルーム、プール、教養講座等の機能については、引き続き維持していく考えです。各施設が担ってきた居場所や交流の場としての機能を維持しながら、健康増進や子ども・子育て世代向けの取組などを加え、多様な世代が利用できる機能を充実していきます。
10	①全体	P6 5具体例中、福祉交流センターに移行する旧北部及び東部勤労者福祉センターは、生涯学習系施設のダブリがある地区で特に東部は最過密地区で、近隣に清水中央福祉交流センターもある。最適化を考えるのであれば老朽化している北部勤労者福祉センターも併せて廃止転用を視野に入れるべきではないか？	本方針は、心身の健康増進や教養講座など、一部共通する機能を担っている高齢者福祉施設及び勤労者福祉施設について、現在の施設配置を当面維持しながら一体的に見直しを行うものです。見直しにあたっては、それぞれの施設で居場所や交流の場としての機能を維持しつつ、世代間交流機能や自由利用スペースを付加し、地域の中で支え合う関係づくりを促進する施設を目指すこととしています。さらには、これまで定められていた年齢による利用者制限を見直し、誰もが利用可能な施設として転換していきます。 一方で、人口減少が進行している中で、ご指摘のとおり施設の配置や機能の分担を含めた施設のあり方については、今後も継続して検討していくことの必要性を認識しています。各施設の利用状況、地域における役割、建物や周辺の状況などを踏まえ、引き続き施設ごと検討を進めていきます。
11	①全体	設置目的の設定は理解できますが、この目的では「福祉交流拠点」というより、「地域交流拠点」というほうがより求めるものに合致していると考えます。 そのうえで、地域によって人口構成や地域課題は異なるため、全市的に共通する貸室、交流、居場所、地域活動等の基本機能を設けた上で、ある地域では高齢者の健康づくりや福祉相談、別の地域では子育てや世代間交流、さらに別の地域では生涯学習や市民活動支援を充実させるなど、それぞれの地域に必要な機能を重点的に配置する仕組みが望ましいと考えます。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。いただいたご意見は、今後の施設の運営において参考にさせていただきます。
12	①全体	年齢や属性を問わず、子どもや子育て世代、働く世代、高齢者など、誰もが利用し交流できる施設を目指すとしています。 「福祉交流センター」という名称からは、これまでの「老人福祉」や「勤労者福祉」と同様に対象者を限定した施設という印象を持たれる可能性があります。 特に、これまで施設を利用してこなかった若い世代や子育て世代等に「自分も利用できる地域の施設」と認識してもらうためには、施設の目的や機能と名称・ブランドが一致していることも重要です。 今回の再編を契機として、施設名称についても、市民に開かれた地域の拠点であることが伝わるものとなるよう検討していただきたい。	市民意見募集時に示した「福祉交流センター」では、施設の利用対象者が限定されると受け取られる懸念があることから、施設のコンセプトに合わせて、名称を「市民交流センター」に改めて統一していきます。
13	①全体	施設名称(案)について ・名称を「(仮称)福祉交流センター」に統一することのだが、「福祉」がつくと高齢者や障がい者等を対象とした施設という印象を受ける。生涯学習系施設として年齢や属性によらず多様な世代が利用できる施設に転換するのだから、「福祉」はやめて「(仮称)交流センター」または「(仮称)市民交流センター」としてはどうか。 ・静清合併時に「清水市の市施設には名称の頭に清水を付ける」との答申がなされ、「清水船越老人福祉センター」といった名称となっている。合併の経緯と答申を尊重し、施設名称(案)にも現在の施設名にある「清水」は残すべきと考える。 ・清水北部交流センターの愛称「ふれあいの郷」は変更後も使用してもらいたい。 ・清水北部交流センターは旧清水清掃工場に関連して、所在の飯田地区および隣接する庵原地区の要望により整備された経緯がある。そのため、「飯田福祉交流センター」の名称には違和感がある。「清水北部」のままか、せめて「飯田庵原」としてもらいたい。	施設名称については、「福祉」という名称では利用対象が限定された施設との印象を与えるのご意見を踏まえ、年齢や属性にかかわらず誰もが利用できる施設であることが伝わるよう、「市民交流センター」で統一していくこととしました。 旧静岡市・旧清水市の合併当初は、旧清水市域の所在する施設であることをわかりやすく示すことを目的に、施設名称の頭に「清水」とつけることとしていました。合併から23年という年数が経過し、市民の皆様にとっても、旧静岡市域・清水区それぞれの地名の認知が進んでいるものと見込まれることから、今回の見直しをきっかけに、施設名称の頭の「清水」は使用しないこととしました。 また、個別の施設名称については、これまで市民に親しまれてきた名称に含まれる地域名部分を継承することを原則としていますが、従来の名称に「東部」「西部」「南部」「北部」のように方角等を用いている場合は、施設の所在地を分かりやすく示す観点から、小学校区や地域名などを基本に整理しています。この考え方にに基づき、「清水北部交流センター」については、「飯田市民交流センター」と名称を設定しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、愛称である「ふれあいの郷」は、継続して使用していきます。

「((仮称)福祉交流センターの設置案)」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
14	①全体	そもそもの前提として、「それぞれ異なる制度で運営されている」とことや「年齢等で利用制限」があることを、マイナス要素として捉えている現状認識に少し違和感があります。 たとえ「老人福祉センター」や「勤労者福祉センター」のサービスに共通する面が多くあったとしても、年齢等で分けて提供してきたことには、それぞれの年代に特有の課題があり、その社会課題への対応としてサービスを提供する、という異なる目的があるかと思えます。 高齢化の進行によって、独居の高齢者の方の増加など、社会課題はむしろ増しているかと思いますが、その社会課題に対する認識と必要な対応が十分に語られぬまま、年齢等による利用制限をなくす方向で運用ルールを変更することには、疑問を拭えません。また、以前、勤労者福祉センターに関する意見募集が行われた際、「民間のトレーニングジムが増えている現状の中で、行政としてトレーニングジムを運営する必要が薄れており、勤労者福祉をハード的なものから、助成的なものへ変更していく」というようなご提案があったものと記憶しております。実際に民間のトレーニングジムは多くありますし、ジムでなくても運動はできるので、トレーニングジムやフィットネス講座が主な機能になっている公共施設を減らす、という方向性には概ね同意できます。しかし、今回のご提案はむしろ、そのときは逆ではないでしょうか。 「施設ごとに名称や利用条件が異なり、市民にとって分かりにくく、利用しづらい」というのはそのとおりだと思います。すでに存在している施設はより有効活用されるような運用ルールに整えるべきだとも思います。 ただ、人口減少が加速し、税収も減少するであろう中で、公共施設の設置数等の整理の必要性についても、一市民として実感を持って強く感じております。しかし、今回のご提案のような形で「老人福祉センター」と「勤労者福祉センター」を「福祉交流センター」という同じ施設にまとめてしまうと、もともとそれぞれに異なる目的を持っていたはずの施設の必要性が見えづらくなり、結果、これから施設の要不要を判断する上での遠回りになりかねないと思います。未来のために、今は急かずに着実に施設の整理を進めていただきたい、というのが個人的な願いです。	ご指摘のとおり、老人福祉センター等や勤労者福祉センターは、それぞれ異なる社会課題への対応を目的として設置されてきた経緯があり、高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加の促進などの役割は引き続き重要であると考えています。 本方針は、こうした機能を廃止するものではなく、各施設が担ってきた機能を維持しながら、年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用できる施設へ転換するものです。 特に、高齢化の進行や単身高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の孤独・孤立の防止や社会参加の促進は重要な課題であり、高齢者向けの介護予防や教養講座、交流機会の提供についても引き続き実施していきます。 また、勤労者福祉センターについては、個別施設としてあり方を検討してきましたが、その後、老人福祉センター等を含めた公共施設全体のあり方や施設間の役割分担を踏まえて検討することとし、本方針ではトレーニング・フィットネスルーム、プール、教養講座等の機能を維持することとしています。 なお、人口減少が進む中で、公共施設全体のあり方や機能分担については、ご指摘のとおり重要な課題であり、今後も継続して検討していきます。
15	②再編の方向性について	現在、清水テルサに配置されている、地域若者サポートステーションは、公共交通機関による利便性の高さから、全国の他の地域若者サポートステーションに比肩する支援実績となっている。今回の、福祉交流センター化(複合施設化)によって、地域若者サポートステーションの利用者がより地域の方々と交流できるような(縦割りを超えられるような)取り組みができることを期待している。	地域若者サポートステーションは厚生労働省委託の支援機関であり、これまでも就労に悩みを抱える若者への支援拠点として重要な役割を担っていると認識しています。 市民交流センターへの移行後も、引き続き地域若者サポートステーションと連携していくとともに、複合施設化による多世代交流や地域とのつながりづくりを通じて、利用者の社会参加や自立支援につながる取組について検討していきます。
16	②再編の方向性について	”福祉交流センター”の福祉を市民へと置き換えられないでしょうか。 今回の再編案は時代的要請と捉えるべきでしょう。 将来を見据えれば、例えば20年先の地域社会はどのような姿になっているか、人口減少に伴い、目にする光景はいまとは全く異なっているはずです。 さらにデジタル社会は功罪相半ばしつつ伸展し、人々の意識構造も大きく変化してゆくでしょう。 市の目指しておられるのは、世代、性別、属性に関わりなく利用しやすい施設であろうと理解します。高齢者に片寄っている垣根を取り払えば、実現可能だと思います。 しかし固定施設利用者はこれから漸減が見込まれ、何れ取捨選択(改廃)も視野に入れておくべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、再編後のめざす施設は、世代や性別、属性等を問わず、誰もが利用しやすい場であることが重要であるため、利用対象を限定する印象を与えないよう、施設名称は「市民交流センター」に見直します。今後も、多様な立場の方が交流できる施設作りを進めていきます。
17	②再編の方向性について	・放課後の児童の受け入れ ・子育て世代の親子いこいの場 ・小さな街角コンサート ・講座等、催し物の自由な見学 ・浴室があることをPR	いただいたご提案を踏まえ、幅広い世代の方々が施設を利用することを想定した設備改修や備品拡充を進めます。 また、講座やイベントの開催等について、広報紙やSNSを活用して幅広く周知していきます。
18	②再編の方向性について	【施設のあり方と名称の統一について】 〔施設のあり方や扱う業務が異なるのであれば、名称を統一するのは利用者のためにならないと思います。〕 なぜ、老人福祉センター(老人憩いの家、世代間交流センター)と勤労者福祉センターの名称を統一することにこだわるのでしょうか。資料には「これまで各施設が担ってきた高齢者福祉、勤労者福祉の機能は維持」とあり、「市民の皆様にとってわかりやすく利用しやすい」施設にするために名称を統一する、とあります。今後は、ラバックやテルサでも老人の相談業務を行うのでしょうか。逆もまた然りです。各々の本来的な機能は維持しつつ、「来・て・こ」のように相手(老人福祉センター、勤労者福祉センター)の本来機能も併せ持つのであればすばらしいことですが、「来・て・こ」以外の施設では、職員の苦労は大変なものでしょう。しかし、そうでないのに同じ名前の施設にするのは、市民にとってわかりにくい変更であると思います(近所の施設(ラバック)が福祉交流センターになったので老人相談に行ったら「何言ってるの?」と言われた、というような)。 どうしても「〇〇福祉センター」という名称が気に入らないのなら、老人福祉センターと勤労者福祉センターをそれぞれ別の名称に変えればいいのではないのでしょうか。((仮称)福祉交流センターという案を見る限り、名称にそれほどの思いがあるとは思いません。) 因みに、(私は反対ですが、案のとおり16施設を同じ名称に施設にしなければならないのであれば、)市が考えておられる改革案を拝見する限り、私は「既に『世代間交流センター』というドンビシヤな名前があるのに」と思いました。センスが古いですか。規模の大きな施設が小さな施設に組み込まれたようで体裁が良くないですか。福祉交流センターよりも良いかな、と思うのですが。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。 名称については、「老人福祉センター」などの老人という表現によって、施設を利用しづらいと感じることや、「勤労者福祉センター」は勤労者でなければ利用できない施設だと感じるなど、名称が施設の利用しづらさにつながっているというご意見を踏まえ、誰もが利用しやすい「市民交流センター」に統一しました。 福祉に関する相談や情報提供については、どの施設でも一定の対応ができるようサービスの充実と平準化を進め、市民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい施設づくりに取り組んでいきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
19	②再編の方向性について	【現老人福祉センターについて】 〔高齢者福祉の増進を目的に作った高齢者が利用する施設を、しかも8館すべてを、安易に誰でも何にでも使える施設に変えてしまうのには反対です。〕 現老人福祉センターが案のとおり福祉交流センターとなることを前提として、ですが、これは、法律上の老人福祉センターを、市民向けの名称として「福祉交流センター」と呼んでいるという認識でよいのでしょうか。 老人福祉センターは、市の条例にあるように、老人福祉法に基づいて設置された施設です。 ・老人福祉法第20条の7 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。 とあります。 「本来的な機能は維持」するということは、この本質的な部分は見直さない、法律上はあくまでも老人福祉センターであるということなのでしょう。 このような施設に、資料にあるような貸館(有料)機能を設けることは問題がないのでしょうか。法律にあるように低廉な料金なら良い、ということなのでしょう。それとも、「無料又は低額な料金で」というのは、「各種の相談に応ずる」だけにかかるのであって、「総合的に供与する」のは、法律上も有料が前提なのでしょう。 利用対象者を高齢者(60才以上)以外に広げることも同様です(もともと、もともと誰からも求められていなかった利用者の年齢制限という暴挙を、今まで静岡市が行っていたというだけのことなのでしょう)。今さら国などから「法律に違反しているから建設時の補助金を返せ」と言われることのないようにしていただきたいです。負担するのは市民なので。 (法律や補助金の縛りは市が決断すれば解くことができ、老人福祉センターを晴れて福祉交流センターという自由な施設にすることができるといことならば、すべて無用の心配ですが。) もう一つ、お金の問題は別にして、市の姿勢の問題です。老人福祉センターは「使われていない施設」であるから、機能を増やして利用者の属性を限定しない施設にする、という姿勢はいかがなものでしょうか。 施設のあり方を見直す根拠として「市民アンケートの結果、利用対象者の8.8%しか利用していない」との記載がありました。また「2034年度を境に、利用対象年代の人口が減少に転ずる」という記載もありました。 しかし、高齢者人口は、子どもや働き盛りの年代、また、静岡市の人口のように、減少の一途を辿っているものではなく、少なくともここ数年は対象者が増えていくのです。先を見通しながら施策を展開することは大事だと思いますが、他の施策に比べて「今、これ(施設の用途変更)をやらないと」というほど切迫したものではないような気がします。なぜ、この施策ばかりを殊更に急がなくてはならないのでしょう。 市民アンケートでは、利用率が少ないことしか把握できなかったのでしょうか。なぜ利用されないのか、利用してもらうためにはどうしたらいいのかということ把握できるような設問はなかったのでしょうか。各施設でどんなに努力しても、老人福祉センターは対象者の1割未満の方しか利用しない施設なのでしょう。(であるとすれば、不要な施設を次々と作ったこと自体が市の誤りだったということになると思います。) 先に報道された「家具の転倒防止対策の補助金廃止」の記事でも、識者がコメントされていたように、市民の利用が少ないことをもって、「充足している」「需要がない」と自分に都合の良い理由をつけて結論付けてしまうのは、「行政の努力が足りない」という批判につながると思います。 実際に生徒数が減少しているという事実在即して、学校を統合し、空き校舎を転用したり廃止したりするのは事情が異なると思います。 施設を設置目的どおりに利用することを放棄して、個性をなくして特色のない施設に変え、その後に、同じような施設が多すぎると言って間引く。というような、回りくどい施設削減策にならないことを望みます。	今回の再編においては、老人福祉法に基づく「老人福祉センター」としての位置づけは解除し、より幅広い市民の皆様が利用できる施設へ転換します。 一方で、これまで老人福祉法第20条に基づき実施してきた老人福祉センターの「健康増進」「教養の向上」「各種相談」「レクリエーションの供与」といった各種事業や機能は今後も継続して提供していきます。転換手続き等は関係機関と協議の上、適切に対応していきます。 今回の再編は、高齢者向けサービスを縮小することを目的とするものではなく、高齢者福祉機能を維持しながら、より多くの市民の皆様が利用しやすい施設へと転換とすることを目指すものです。 施設の利用方法や講座・イベントの開催等について、広報紙やSNSを活用して幅広く周知していきます。あわせて、福祉に関する相談や情報提供については、利用する施設に関わらず必要な支援につなげることができるよう、サービスの充実と平準化を進めていきます。
20	②再編の方向性について	平素、(仮称)飯田福祉交流センターで「でんでん体操」・「リズム体操」等、健康寿命増進・老人医療軽減の一助となる講座を利用しています。「再編成案」によると年齢・属性を問わず世代間の交流を促し、福祉増進に資する施設に生まれ変わるとのこと。サービス拡充として「貸室」・「自由利用スペース」があがっています。懸念されることの一つは、今年度中にも実施されると言われている「地域クラブ活動の受入体制」との関連です。サービス拡充がそうしたことに対する取り組みの一環なのか説明がありません。 子育て世代が利用するためには、幼い子の託児サービスも必要となるでしょう。「自由利用スペース」には、そうしたことに対する配慮も求められるでしょう。地域社会には「人生のベテラン」と言われる人たちが多数います。催事会場で幼い子の託児サービスのボランティアに従事されている方もおります。あるいは教員を補佐して日常的に中学校の部活動を指導している方々も知っています。ソフトテニス、習字、将棋、手芸、料理などいろいろなケースがあります。これらは立派な世代間交流の一端であり、自治体が「目指す姿」を包含しているのではないのでしょうか。 従来のサービスを継続することにも意義があります。少子高齢化社会では、「高齢者」が積極的に外に出て活動し、健康寿命に対する意識の向上をはかる姿勢は、世代間で共用することが望ましいでしょう。絵に描いた餅にならないように、既にある地域社会の力を活用して高齢者と若年者が共助・共存できるための仕組みづくりを「再編案」の基礎に据えることが大事です。 先日、令和8年熊本地震がありました。連日続く猛暑の中、停電・断水による劣悪な非難所生活が被災者に追い打ちをかけています。今回の「再編案」の中に災害関連の事項が全くありません。私が利用している(仮称)飯田福祉交流センタは、警戒レベル4の大雨警報が発出されると全館施錠され立ち入り禁止になります。老人福祉センター等の高齢者福祉施設及び勤労者福祉センターには空調、トイレ、浴場等が完備されています。近年、我が国は地震、大雨に伴う災害が頻発しています。その度に避難所の整備が叫ばれています。「再編成案」の中に被災者対策についても言及し、安心安全な地域社会の構築一助になる再編成を目指すことを切に望みます。	ご指摘のとおり、地域人材の活用は、地域クラブ活動との連携や、地域における支え合いの基盤を形成する上で重要だと考えています。 中学生を対象とした「地域クラブ活動」は、2027年9月から開始されます。地域のニーズを踏まえ、市民交流センターを地域クラブ活動の活動場所として活用することも想定しています。 今後、高齢者向けの相談や健康づくり、生きがいづくりなど、施設がこれまで担ってきた機能は維持しながら、誰もが利用しやすい施設へと転換することを再編の目的として位置づけ、取組を進めていきます。 災害対応に関するご意見は、今後の市政運営の参考にします。
21	②再編の方向性について	1-1. 異なる目的・機能を持つ施設を一体化する根拠について 1ページでは、4種類の施設が「健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など、共通する福祉的機能」を担っているとされています。しかし、5～8ページを見ると、老人福祉センター等の主な機能は、高齢者相談、浴室、レクリエーション、高齢者の居場所などです。一方、勤労者福祉センターは、フィットネス、プール、貸室、勤労者向け講座などを中心としています。 「健康」「教養」「交流」という非常に広い言葉で括れば共通性があるように見えますが、対象者、求められる専門性、設備、利用目的は大きく異なります。一定の共通点があることと、同じ制度及び名称に統合する必要があることは別の問題です。異なる設置目的を持つ施設を一体的に再編することについて、より具体的な必要性と効果を示していただきたいです。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。 名称については、「老人福祉センター」などの老人という表現によって、施設を利用しづらいと感じることや、「勤労者福祉センター」は勤労者でなければ利用できない施設だと感じるなど、名称が施設の利用しづらさにつながっているというご意見を踏まえ、誰もが利用しやすい名称に統一しました。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
22	②再編の方向性について	1-2 人口減少やライフスタイルの多様化を踏まえ、持続可能な公共サービスのあり方を検討する必要があることは理解します。しかし、こうした社会環境の変化から、直ちに各施設を「世代や属性を問わない交流の場」へ転換する必要があるとの結論に至る理由が十分に示されていません。 また、施設ごとに設置目的や想定利用者が異なれば、開館時間や利用条件が異なることは当然とも考えられます。これらの違いが、実際にどのような利用上の不便や交流機会の不足を生じさせているのか、具体的な調査結果や利用者の意見を示してください。 さらに、仮に交流機能を拡充する必要があるとしても、施設ごとの運用改善ではなく、異なる目的を持つ施設の名称及び制度を一体的に再編する必要がある理由が明らかではありません。現行制度を維持したまま交流機能を追加する方法を含め、複数の選択肢を比較した上で、今回の再編案を選択した根拠を示していただきたいです。	人口減少やライフスタイルの多様化を踏まえ、持続可能な公共サービスのあり方を検討し、従前の施設機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが身近な場所でサービスが受けられる施設へ転換することとしました。 従前の利用を継続できることを前提に、利用者制限や開館時間等を見直すことで、多様な活動を同じ施設で行える環境を整え、利用者同士の更なる交流や世代間交流の促進、施設の有効活用につなげていきます。
23	②再編の方向性について	1-3 再編案では、「令和7年度第11期高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画作成に向けた実態調査」を根拠資料として用い、多世代交流や自由利用スペースの整備を再編の中心的方向性としています。 一方、同じ実態調査において、「高齢期を快適に暮らすために重要な施策」を尋ねた設問では、「寝たきりや認知症にならないための予防対策」が47.0%、「交通手段の整備」が45.4%、「ホームヘルパーなどの在宅サービスの整備」が34.5%、「身近な地域による見守り・支え合い活動の推進」が32.7%であるのに対し、「子どもとのふれあいなどの世代間交流の促進」は8.2%となっています。具体的な施策として挙げられた項目の中では、最も低い割合です。 世代間交流を促進すること自体には意義があると考えますが、同じ調査の結果を見る限り、高齢者がより強く求めているのは、介護予防、交通手段、在宅サービス、見守り、健康づくり、相談支援などです。施設利用経験率の8.8%だけを再編の根拠として取り上げる一方で、このような施策の優先順位を示す調査結果をどのように評価したのかが分かりません。多世代交流や自由利用スペースを再編の中心に据える理由と、他の高齢者ニーズとの優先順位を説明してください。	「令和7年度第11期高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画作成に向けた実態調査」の設問は、高齢者施策全般について聞いたものであり、その調査結果を持って、施策に優先順位をつけるものではありません。 今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。
24	②再編の方向性について	2. 再編後の法令・条例上の位置付けについて 資料では、老人福祉センターは老人福祉法に基づく施設であると説明されています。それを全年齢対象の「福祉交流センター」に変更した後も、老人福祉法上の老人福祉センターとして存続するのか、別の公の施設へ変更するのかを示されていません。 また、勤労者福祉センターについて、「地方自治法第244条の2第1項の規定により」設置しているとの記載がありますが、この規定は、公の施設の設置及び管理に関する事項を条例で定めることを求める一般的な規定です。勤労者福祉センターの具体的な設置目的や根拠は、これに加えて市の設置条例によって定められるものと考えます。 再編に伴い、既存の条例を存続させるのか、改廃又は一本化するのか、各施設の法的な位置付けがどのように変わるのかを明示してください。	今回の再編においては、老人福祉法に基づく「老人福祉センター」としての位置づけは解除し、より幅広い市民の皆様が利用できる施設へ転換します。 一方で、これまで老人福祉法第20条に基づき実施してきた老人福祉センターの「健康増進」「教養の向上」「各種相談」「レクリエーションの供与」といった各種事業や機能は今後も継続して提供していきます。転換手続き等は関係機関と協議の上、適切に対応していきます。 再編の対象となる施設については、既存の条例を廃止し、新たに市民交流センター条例を制定します。
25	②再編の方向性について	3. 前回のパブリックコメントを市民全体のニーズとする根拠について 前回のパブリックコメントでは、「居場所・健康づくり・孤立防止」や「多様な世代が気軽に使える場所」が求められたとされていますが、それぞれ何件の意見があり、全意見のうちどの程度を占めていたのかが示されていません。 パブリックコメントは、自発的に意見を提出した方の意見であり、無作為抽出による市民意識調査とは性質が異なります。寄せられた意見を施策検討の参考にすることは重要ですが、件数や全体に占める割合を示さず、市民全体に共通するニーズであるかのように扱うことには疑問が残ります。 参考として、横浜市が65歳以上の高齢者一般5,582人を対象に実施した令和7年度高齢者実態調査では、老人福祉センターに期待する機能として、「健康づくり・介護予防のプログラムの提供」が29.4%、「趣味活動や娯楽の場の提供」が24.7%であったのに対し、「談話室などのフリースペース」は10.2%、「多世代交流の場の提供」は7.8%となっています。地域や施設の状況が異なるため単純な比較はできませんが、自由利用スペースや多世代交流が、高齢者福祉施設に対する主要なニーズとして当然に優先されるとは限らないことを示す一例と考えます。 今回の再編案では、自由利用スペースの整備や多世代交流の促進が重要な柱として位置付けられていますが、静岡市において、これらが健康増進、相談支援、入浴、教養・趣味活動などの既存機能よりも強く求められていることを示す調査結果は確認できません。前回のパブリックコメントに寄せられた意見数、主な内容及び市の考え方を公表するとともに、必要に応じて無作為抽出による市民意識調査や現施設利用者へのニーズ調査を実施し、再編案の根拠を示していただきたいです。	ご指摘のとおり、市としても施設の既存機能を維持は重要だと考えています。その上で、身近な場所で必要なサービスを受けられるよう、居場所や多世代交流機能、自由利用スペースを付加し、誰もが利用しやすい施設へ転換していきます。
26	②再編の方向性について	4. 利用経験率と施設稼働率の混同について 65歳以上を対象とした調査で、老人福祉センター等を利用したことがある人が8.8%だったことを示した後、「利用者を限定した施設運営では稼働率が低い」と説明されています。 しかし、8.8%は、市内の高齢者のうち施設を利用した経験がある人の割合であり、施設の部屋や設備が、利用可能時間のうちどの程度使われているかを示す「稼働率」ではありません。利用経験率と施設稼働率は異なる指標であり、この調査結果だけから施設の稼働率が低いと判断することはできません。 少なくとも小鹿老人福祉センターについては、日常的な利用状況を見る限り、施設全体の稼働率が一律に低いとは言い難いと認識しています。施設ごとの年間利用者数、延べ利用者数、部屋別稼働率、浴室利用者数、講座の定員充足率など、実際の施設運営に関するデータを示してください。	ご指摘のとおり、「老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センターを利用したことがある」と回答した人の割合は合計8.8%である現状は、「稼働率が低い」という課題に結びつくものではなく、資料においても関連付けたものではありません。
27	②再編の方向性について	5. 8.8%を「低い水準」と評価する根拠について 利用経験者の割合である8.8%について、「低い水準」と評価されていますが、その判断基準が示されていません。例えば、横浜市の令和7年度高齢者実態調査(第10期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはまポジティブエイジング計画)策定の概要について)では、高齢者一般のうち老人福祉センターの利用経験がある人に相当する割合は約7.0%でした。また、大阪市の令和4年度高齢者実態調査では、老人福祉センターを現在利用している人は6.5%、川崎市の令和4年度高齢者実態調査では、「利用している・利用したことがある」人は、老人いこいの家で5.5%、老人福祉センター等で2.9%となっています。 これらは設問、対象者、施設数及びサービス内容が異なるため、単純に比較することはできません。しかし、他都市でも一桁台の利用割合が確認される中、静岡市の8.8%を何と比較して「低い水準」と判断したのかが明らかではありません。過去の静岡市の調査結果、類似都市の状況、市が設定する目標値など、評価に用いた比較対象及び基準を示してください。	施設を利用したことがある人の割合である8.8%については、施設の利用状況を把握し、本方針の検討に当たって参考とした基礎データとしてお示ししたものです。 今後は、利用者制限や開館時間等を見直し、これまで利用対象ではなかった方や施設を利用してこなかった方にも目を向け、多様なニーズを踏まえた新たな利用機会の創出に取り組んでいきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
28	②再編の方向性について	6. 施設を利用しない理由が把握されていないことについて 調査では、「知らない」が31.0%、「知らなかったが興味はある」が4.6%となっており、合計35.6%が施設を十分に認知していなかったと読むことができます。また、49.6%は施設を知っているものの、利用した経験がない層です。 しかし、この調査では、施設を利用しない理由を尋ねていません。施設が遠い、交通手段がない、利用方法が分からない、希望するサービスがない、他の施設を利用している、又は現時点では必要性を感じていないなど、さまざまな理由が考えられます。 この結果から直ちに、「年齢による利用者制限が低利用の原因である」「全年齢化すれば利用が増える」と結論付けることはできません。利用しない理由を調査した上で、利用対象の拡大だけでなく、広報、交通アクセス、利用方法などの改善も検討すべきです。	ご意見のとおり、施設を利用していない理由には様々な要因があると考えています。 一方で、老人福祉センター等や勤労者福祉センターについては、年齢や属性による利用者制限が設けられていることから、これまで利用対象ではなかった方にも利用機会を広げていくことが重要であると考えています。 本方針では、利用者制限や開館時間等を見直し、従前の施設機能を維持しながら、これまで利用してこなかった方も含め、多様なニーズを踏まえた新たな利用機会の創出に取り組んでいきます。
29	②再編の方向性について	7. 勤労者福祉センターの再編根拠となるデータについて 8.8%の調査で対象となっているのは、老人福祉センター、老人憩の家及び世代間交流センターであり、勤労者福祉センターは質問の対象に含まれていません。 したがって、この調査結果は、勤労者福祉センターの利用状況や課題を示すものではありません。それにもかかわらず、資料では4種類の施設を一体的に再編する根拠として並べて扱っています。 勤労者福祉センターについては、勤労者と一般市民それぞれの利用者数、年代、利用目的、時間帯別利用状況、施設別稼働率、勤労者向け講座への需要など、別のデータを示した上で再編の必要性を説明してください。	勤労者福祉センターについては、従前より勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇利用の充実を図る施設であり、勤労者に限らず、健康づくり、教養の向上、交流の場として幅広く市民に利用されているものと認識しています。 今回の再編案は、勤労者福祉センターの機能を後退させるものではなく、これまでの機能を維持しつつ、年齢や属性を問わず利用しやすい施設として、より多くの市民に活用していただくことを目的としています。 なお、今後の具体的な運営内容の検討に当たっては、各施設の利用実績、利用者層、利用目的、時間帯別の利用状況等を踏まえながら、指定管理者と協議の上で決定します。
30	②再編の方向性について	8. 名称統一によって分かりやすくなるという根拠について 資料では、施設ごとに名称や利用条件が異なることから、「分かりにくく、利用しづらい」としています。しかし、利用者調査において、「施設名称が分かりにくい」「施設の種類が分からない」といった回答があったことは示されていません。 名称が異なるのは、それぞれの施設に異なる目的や機能があることの流れでもあります。浴室や高齢者相談を持つ施設と、プールやフィットネス設備を持つ施設をすべて「福祉交流センター」と呼ぶことで、逆に、それぞれの施設で何ができるのかが分かりにくくなる可能性があります。 名称を統一することによって、具体的にどのような利用上の問題が解消されるのかを示してください。	名称については、「老人福祉センター」などの老人という表現によって、施設を利用しづらいと感じることや、「勤労者福祉センター」は勤労者でなければ利用できない施設だと感じるなど、名称が施設の利用しづらさにつながっているというご意見を踏まえ、誰もが利用しやすい名称に統一しました。 今回の再編では、施設名称だけでなく利用者条件や基本的な制度についても統一を図ることで、市民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい施設への転換を進めます。 なお、施設ごとの特色や機能は維持していくこととしており、浴室や相談機能、フィットネスルームなど各施設が有する機能についても継続して提供していきます。 このため、名称の統一は各施設の特色をなくすものではなく、共通する制度の下で施設を利用しやすくすることを目的としています。
31	②再編の方向性について	13. 勤労者福祉センターの開館時間短縮について 現行の開館時間が、ラバック静岡では22時まで、南部勤労者福祉センターでは21時30分までである一方、今回の案では、いずれも21時までとされています。これは、夜間利用者、特に仕事を終えた後に施設を利用する勤労者にとって、市民サービスの低下となる可能性があります。 しかし、資料では開館時間の短縮とその影響が明示的に説明されていません。利用実績や夜間利用者への影響を示した上で、短縮の必要性を説明してください。また、施設名称や制度の統一を理由に、勤労者が利用しやすい夜間時間帯を一律に縮小しないよう求めます。	開館時間については、施設ごとに異なっている利用条件を整理し、利用しやすく分かりやすい制度とするため見直しを行うものです。旧勤労者福祉センターの開館時間は、運営体制や利用条件の統一を図る観点から、21時までとして統一します。 勤労者福祉センターについては、現在より開館時間が短くなる時間帯があることから、仕事帰りに利用される方などに一定の影響が生じるものと認識しています。 一方で、本方針では、施設ごとに異なっていた利用条件を整理し、持続可能な運営体制を確保し、市民にとって分かりやすく利用しやすい施設としていきます。
32	②再編の方向性について	14. 勤労者福祉センターの変更内容が十分に示されていないことについて 6ページのモデルケースでは、勤労者福祉センターの例として清水テルサのみが掲載されています。しかし、ラバック静岡及び南部勤労者福祉センターについては、現在の開館時間、休館日及び利用条件と、再編後の案を比較する資料がありません。 勤労者福祉センター3館は、それぞれ設備、利用者層、時間等運営実態が微妙に異なります。清水テルサの事例だけでは、再編によって3館それぞれのサービスがどのように変化するかを把握できません。全施設について、現行制度と変更後を比較できる資料を提示してください。	今回の再編案では、モデルケースとして一例をお示ししています。 各施設の開館時間、休館日、利用条件については、条例でお示します。
33	②再編の方向性について	15. 小鹿福祉交流センターの施設数及び法的な位置付けについて 資料では、「小鹿福祉交流センターについては、同一施設内にある小鹿老人福祉センターと南部勤労者福祉センターの名称を統一したものです。名称統一後も、2館の施設機能は維持しながら、サービス内容を拡充していきます」とされています。 しかし、法令及び条例上も2つの施設として存続するの、1つの「福祉交流センター」へ統合するのかが分かりません。 施設の名称だけを一本化するの、設置条例、運営主体、予算及び指定管理上も1施設へ統合するの、かを明確にしてください。	現行の各施設の条例を廃止し、市民交流センター条例に統一します。また、小鹿老人福祉センターと南部勤労者福祉センターを「小鹿市民交流センター」として統一します。
34	②再編の方向性について	17. 調査対象者の条件がパブコメ資料で省略されている 資料では、利用経験8.8%の根拠となる調査について「65歳以上の高齢者を対象」と記載されています。しかし、元の実態調査の対象は、静岡市内在住の65歳以上のうち、施設入所者及び要介護1～5の方を除いた人です。したがって、65歳以上の高齢者全体を対象とした調査ではありません。調査対象の条件を省略せず、正確に記載してください。また、現在の老人福祉センターの利用対象には60～64歳も含まれますが、この年代は調査対象外です。現在の利用対象者全体を評価する根拠として十分なのか疑問があります。	実態調査は利用者全体を評価するものではなく、あくまで高齢者に限定した調査であり、利用者層の参考資料として活用しました。
35	②再編の方向性について	18. 「回答件数6,621件」と実際の集計母数が異なる 資料には調査の「回答件数6,621件」と記載されていますが、元の調査報告書では、6,621件は回収数であり、白票や施設入所者等を除いた有効回答数は6,564件です。8.8%を示した集計の母数も6,564件です。回収数と有効回答数を区別し、実際にどの数を分母として割合を算出したのかを正確に記載してください。	ご指摘は、方針案の検討にあたり参考にした既往調査に関するものであり、方針に直接影響しないことから、市民交流センター設置方針には記載していません。 ご指摘のとおり、回答件数は6,621件、有効回答数は6,564件で、回答割合は有効回答件数を分母に算出したものです。
36	②再編の方向性について	22. 「勤労者福祉」という対象設定の「役割」 勤労者福祉という考え方や制度について、現在の社会環境に合わせて見直す必要があることは理解します。一方で、「勤労者を主な対象とする施設」であることを明確にすることにより、公共施設を利用しにくい勤労者層に対し、施設利用や講座への参加を促す役割を果たしてきた面もあると考えます。 名称及び設置目的を全年齢・全市民向けに変更することで、勤労者向け講座、仕事後に利用できる開館時間、職業能力や健康管理に関する支援などが後退しないよう希望します。	勤労者福祉センターは、これまで勤労者をはじめとした市民の福祉の増進、健康づくり、教養の向上の場として一定の役割を担ってきたものと認識しています。 市民交流センターへの移行は、勤労者向けの機能を後退させることを目的とするものではなく、これまでの機能を維持しながら、より幅広い市民にとって利用しやすい施設としていくものです。 勤労者向け講座、仕事後に利用しやすい時間帯、健康管理や余暇活動の場としての役割などについては、今後も利用者ニーズや施設ごとの実情を踏まえながら、必要な機能の維持・充実について検討していきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
37	②再編の方向性について	23. 既存の無料サービスと新たな有料貸室の整理 高齢者福祉施設では、これまで福祉的な観点から無料又は低額で提供されてきた部屋や設備、健康機器等があります。利用対象を全年齢に拡大し、貸室に料金を設定する場合、現在無料で利用している高齢者や団体の負担が増える可能性があります。 既存利用者について、どのサービスを引き続き無料又は減免対象とするのか、一般利用者との料金差をどのような理由で設定するのかを明確にしてください。また、制度変更により負担が増える場合には、十分な周知期間と経過措置を設ける必要があると考えます。	従来の施設の設置目的を考慮し、これまで無料で利用又は減免措置を受けていた団体等が、同様の目的で同じ施設を利用する場合は、変わらず減免を受けられるような制度設計にする方針です。具体的な要件等は、改めて周知していきます。
38	②再編の方向性について	25. 自由利用スペースについて 資料では、「自由利用スペース」を整備・拡充することにより、世代間交流や支え合い、孤立解消につながるとされています。しかし、「自由利用スペース」が具体的にどのような場所や利用形態を指すのか、定義が示されていません。予約や利用登録が不要な場所を指すのか、飲食、学習、子どもの遊びなど、どのような利用を想定しているのかを明確にしてください。 また、施設によっては、既に談話室、休憩スペース、ロビー、共有エリアなど、自由に利用できる場所が存在していると考えられます。各施設に現在どのようなスペースがあり、どのように利用されているのかを示した上で、現状の何が不足しており、今回の再編によって何を新設又は拡充するのかを明らかにしてください。 さらに、自由に滞在できる空間を設けるだけで、自然に世代間交流や孤立解消が進むとは限りません。交流を促す職員やコーディネーターの配置、具体的な事業、利用ルール、安全管理などを含め、どのような運営によって施策の目的を実現するのかを示していただきたいです。	具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
39	②再編の方向性について	27. 既存施設の実績の検証 静岡市には、既に世代間交流を目的とする施設が3館あります。多世代交流を全施設へ広げるのであれば、まず既存3館で実際にどの程度の世代間交流が生まれているのか、利用者構成、事業内容、成果、課題などを検証し、その結果を再編案の根拠として示すべきではないでしょうか。	今回の再編は、施設の設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている4施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。 既存の3館では、自治会活動やスポーツ少年団等における世代間交流の取組があり、方針の策定にあたって参考にしています。
40	②再編の方向性について	施設の名称を統一すること、及び、利用者制限を見直し誰でも利用できる施設にすることに賛成します。	市民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい施設とするため、施設名称を「市民交流センター」に統一します。また、年齢等による利用者制限の見直しを行い、多様な世代が利用できる施設へ転換します。
41	②再編の方向性について	1. 入館カードでなくマイナンバーカードでの入館にする。 2. 大広間の利用が有効活用(利用)されていない。畳であるからと思うが、低いテーブルだけでなく高いテーブルも常時設け、3段階のスペースを設けておけばステージを使う場合もそのまま視聴すればよいと思う。 3. 16館は福祉交流センターとして再編していただき、現状の生涯学習センター、交流館を交流センターとしてさらに再編してください。清水区はこの16館のうち9、葵区3、駿河区3です。みなくる、アイセル、図書館なども、その先は小中学校の放課後、土日利用、使用していないプールの取壊し跡地利用など少子化に伴う学校統合なども再編につなげて下さい。 清水区は施設数が多く無料で多数参加できる講座が工夫されて職員の数も多いです。葵区駿河区も同様をお願いします。	入館者カードについては、市民交流センターへの移行に伴い、各施設の利用者管理のあり方について検討していきます。 また、デジタル技術の活用による手続きの簡素化や運営の効率化につきましても、費用対効果や運用面の課題等を踏まえながら、今後の施設運営の参考とさせていただきます。 大広間や畳の部屋への高いテーブルの設置については、既に取り組んでおり、今後も順次設置を進めていきます。 また、市民交流センターでは、健康づくりや交流、居場所づくりに関する講座等を引き続き実施していきます。地域によって施設の立地や規模、利用状況は異なりますが、市民の皆様が利用しやすいサービスの提供に努めていきます。 なお、公共施設のあり方や活用、再編については、既存施設の有効活用を基本としながら、学校の余裕教室の活用も含め、引き続き検討していきます。
42	②再編の方向性について	市民に直接会い設置案の説明を数多くしてもらいたいです。現在年齢制限はあります。安心して利用する事は重要と思います。館長さんが工夫して、いろいろな行事があるようです。無料で利用できるのはうれしいです。物価高で生活もきびしいです。参加している方は楽しそうで「ボケ防止よ」と言って参加の方も多いようです。	今回の再編に当たっては、高齢者向けの相談や健康づくり、生きがいづくりなど、老人福祉センターが担ってきた機能は引き続き維持していきます。一方で、多世代交流の促進や施設の有効活用を図るため、利用対象者を限定せず、誰もが利用できる施設への再編を進めることとしています。 名称は変わっても、これまでどおりの利用方法であれば、無料で利用できるような制度にしています。
43	②再編の方向性について	老人福祉センターに勤務させていただいている立場で、お願いしたいことが有ります。 現在、勤務していて、貸室時間が、17:30まで延びるとなると、勤務時間は、18:00頃まで延びる可能性が有ります。そうなると、人件費の増加、働き方の問題が生じます。 であるならば、時間区分の変更は出来ないでしょうか。 午前を9:00～11:30,午後①を12:30～14:30,午後②を15:00～17:00とします。 これにより、午前中だけ3時間の貸室となっていることの調整になります。現行の勤務体制の大幅変更や人件費増加を相当抑えることができると思います。 市や指定管理者の支出削減にもなると考えます。 ご検討の程、お願いいたします。	市民交流センターへの移行後も、指定管理者制度に基づいて運営します。労働条件については、指定管理者と被雇用者との契約に基づき決定されますので、雇用者側とご相談ください。
44	②再編の方向性について	勤労者福祉センターの維持機能については大変嬉しいですが、時間によって利用者が変わりますが、いずれも多くの年齢層が利用しています。皆健康年齢の延伸に向けて、この施設を利用しています。健康寿命の延伸に向けて頑張っている姿は、以前から自分の目標でした。気さくに声をかけて頂き、話を伺う中で健康維持の秘訣を伺い励みになりました。だからこそ昨年閉鎖されると伺った時のショックは目標を見失うほどでした。今の施設は色々な面で不備がありますが、存続して頂けるだけで良しに思っていました。様々なレッスンのインストラクターも皆魅力的な方ばかりです。もっとJステップのように沢山あればいいなと思いますが、今後も現在のスケジュールを継続して頂ければ嬉しいです。今後自由利用スペースと記載されていますが、具体性にかけて意見を記載する視点もみあたりません。今後も魅力ある清水区で全国に誇れる施設にして頂くことを切に願います。	勤労者福祉センターが担ってきたトレーニング・フィットネスルームや各種講座などの機能については引き続き維持します。 自由利用スペース等の具体的な運用については、誰もが使いやすい施設になるよう、指定管理者と連携し、取組を進めていきます。
45	②再編の方向性について	名称はそのままに、設置目的や対象となる利用者を柔軟に考えるようにしてください。利用状況を広く公表し、市民の声・意見を聞く期間を長く取っから、改めて再編を検討してほしいと思います。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている4施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。 名称については、「老人福祉センター」などの「老人」という表現によって、施設を利用しづらいと感じることや、「勤労者福祉センター」は勤労者でなければ利用できない施設だと感じるなど、名称が施設の利用しづらさにつながっているというご意見を踏まえ、誰もが利用しやすい名称に統一しました。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
46	②再編の方向性について	P2 2(1)①、②については老人系施設のことで、勤労者福祉センターには当てはまらない。勤労者福祉センターは勤労者の福利厚生的な施設であり、他の老人系施設と一緒にして「福祉」系の名称を付けることに違和感がある。令和6年4月に実施された「静岡市勤労者福祉施策に関する指針」のパブコメ結果の公表もされていない。同指針では勤労者福祉センターのフィットネスや教養講座を取り止め、民間事業者が提供する同様の講座利用に対する助成への転換を図るとされている。他の老人系施設と性格が異なり、前回の指針に反して、従来の機能を維持するとした理由は何か？	勤労者福祉センターは、勤労者とその他市民の福祉の向上を目的として設置された施設であり、老人福祉センター等とは設置目的や経緯が異なります。一方で、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など、実際に提供しているサービスには共通する機能があり本設置案に至ったものです。 令和6年4月の「静岡市勤労者福祉施策に関する指針」に係るパブリックコメントについては、当初は勤労者福祉センター単独で施設のあり方を検討していましたが、その後、生涯学習施設や老人福祉センター等を含めた公共施設全体のあり方や施設間の役割分担を踏まえて検討することとしたため、公表に至っていませんでしたが、本方針の公表に合わせ公表していきます。
47	②再編の方向性について	老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センター、勤労者福祉センターについて、誰もが利用でき、多世代が交流できる施設へ再編する方向性については賛成します。 しかし、今回の再編を「(仮称)福祉交流センター」という新たな施設類型を設けることで進めることが、市全体の公共施設・サービスの再編として最適なのかについては、改めて検討する必要があると考えます。 現在、同時に検討されている生涯学習施設等の再編においても、貸室、学び、交流、居場所、地域活動支援などの機能が示されており、(仮称)福祉交流センターが担う機能との共通部分が多くあります。従来の施設区分を見直した結果、新たな施設区分をつくることは、縦割りを別の形で残すことにもなりかねません。 このため、それぞれを別の施設体系として再編するのではなく、市民に身近な「地域コミュニティ拠点」等として共通する施設体系に整理し、その上で、生涯学習、文化・芸術、市民活動、健康・福祉、子育て、世代間交流等の機能を、地域実情(人口構成、地域課題等)に応じて組み合わせる方法を検討してはどうでしょうか。	生涯学習施設が市民の学びや活動の支援を中心とする施設であるのに対し、市民交流センターは、交流の推進、居場所づくり、健康づくり、相談支援、介護予防などを中心とした、市民の福祉の増進に資する施設として位置付けています。このように、講座等については一部重複する場合がありますが、異なる目的の施設として整理していることから、施設の方向性やあり方についても分けて検討を進めています。
48	②再編の方向性について	(2)の施設転換内容を見る限り、生涯学習型施設との違いが感じられず、別の施設体系として再編するのではなく、市民に身近な「地域コミュニティ拠点」等として共通する施設体系に整理し、その上で、生涯学習、文化・芸術、市民活動、健康・福祉、子育て、世代間交流等の機能を、地域実情(人口構成、地域課題等)に応じて組み合わせる方が、効率的・効果的に機能を発揮すると考える。	生涯学習施設が市民の学びや活動の支援を中心とする施設であるのに対し、市民交流センターは交流の推進、居場所づくり、健康づくり、相談支援、介護予防などを中心とした、市民の福祉の増進に資する施設として位置付けています。このように、講座等については一部重複する場合がありますが、異なる目的の施設として整理していることから、施設の方向性やあり方についても分けて検討を進めています。
49	③施設機能について	「来てこ」をよく利用します。 ・全体的に建物や設備の老朽化が著しく、エアコンの故障や雨漏りなどが頻繁にあります。義母は老人センターをよく利用していますが、お風呂の故障も多い、エアコンも半年くらい壊れたまま、今は暑くて長居はできないそうです。又、一度不具合があると直すまでにかなりの期間(数ヶ月単位)があるそうです。老人センター以外の場所にも同じような印象を受けます。それぞれの利用料は上がってもいいので、もう少ししっかりとハード面を見直して、市民が気持ちよく使えるような施設にしていきたいです。一度市の職員さんで視察に行かれてみてください。 ・1Fの古本屋さん？(本のリサイクル？)は、あの場所には不要だと思います。古本屋自体はあっても良いかもしれませんが、総合受付横の一等地にあの設備は要りません。コンビニや売店など、利便性のあるものに変更していただきたいです。 ・自販機がなぜか2階にしかありません。義母の話では1階の老人センター内からは撤去されてしまったようで、わざわざ履き物を履き替えて2階まで買いに行かなければならないそうです。せめて1階のロビーに集約することはできないのでしょうか？ まだまだ書ききれないほど意見はありますが、日々最も感じていることだけ記載させていただきました。これを機に良い方向へ動いていただけることを期待しております。	施設の修繕に時間を要し、ご不便をおかけしております。修繕には部品の調達等、施工までに時間を要することがあります。今後も保守点検を行い、計画的に必要な修繕を実施していきます。 1階のリサイクル図書コーナーは、ご家庭などで不要となった本を持ち寄り、必要とする方に再活用していただくことで、本を通じた学びや交流のきっかけづくり、資源の有効活用を目的に市民団体の皆様が運営しています。 自動販売機の設置については、利用者の皆様のニーズ、利便性の向上などを踏まえながら、指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は今後の施設運営の参考とさせていただき、施設全体のスペース活用やサービスの充実について、継続的に見直し・改善を行っていきます。
50	③施設機能について	お尻や腰が痛くならないしっかりとしたウレタンクッションが入った椅子をカフェスペース、ラウンジに配置して欲しい。	市民交流センターを含む各施設は、利用者の皆様が安心して快適に過ごせる環境づくりが重要であると認識しています。 いただいたご意見は、休憩スペース、ラウンジ、備品配置、自由利用スペースのあり方など、今後の施設運営や設備更新を検討する際の参考とさせていただきます。
51	③施設機能について	・要支援でリハビリを受けていましたが、リウマチとひざ関節の骨壊死と変形性膝関節症でプールの水中リハビリが必要で現在テルサのプール、フィットネス、浴室を利用しています。プールは唯一で指導員が必要なメニューや個々の指導をして下さり、今は手すりはい使いますが階段の昇り降りができるようになりました。施設だけでなく、指導員を是非セットで充実させて欲しいです。現状維持を保つためにもプールと指導員を常設して欲しいです。 ・テルサは70～90代の老人達が健康の為に毎日のようにプール、フィットネス、入浴を利用しています。週毎にメニューを作り指導員が個にあった指導をしてくれ健康維持に役立っています。 ・浅いプールもあり親子セットで利用できるのがとても良いです。 ・介護保険を利用していたが、プールのリハビリで介護保険を使わなくなったので既存の施設を利用するのは良い事だと考えます。	清水テルサのプールやフィットネスは、健康づくりや体力維持の機能として重要な役割を担っています。市民交流センターへの移行後も、清水テルサをはじめとする勤労者福祉センターが担ってきた健康増進や交流の機能を維持し、利用者が安全かつ継続的に利用できる施設運営に努めていきます。また、移行後の運営体制やプログラムは、利用者ニーズを踏まえて指定管理者と協議していきます。
52	③施設機能について	12. 既存機能を維持しながら新たな機能を追加できる根拠について 建物の位置や規模を維持したまま、既存の相談、浴室、講座、フィットネス等の機能を維持しつつ、新たに貸室、自由利用スペース、子ども子育て世代の利用、世代間交流等の機能を追加するとされています。 しかし、どの部屋を何に転用し、その結果、現在のどの利用が変更又は縮小されるのかが示されていません。鯨ヶ池福祉交流センターのモデルケースでは、既存室を自由利用スペースへ転用するイメージが掲載されていますが、その部屋が現在どのように利用されているのか資料からは読み取れません。 また、改修費、運営費、警備・清掃費、必要となる職員数についても示されていません。利用者層と機能を拡大しながら既存機能も維持できるという、計画の実現可能性を判断できる資料を示してください。	具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
53	③施設機能について	24. 新機能の整備より先に、既存設備の更新計画を示す必要がある 自由利用スペースの整備や利用対象の拡大など、新たな機能の追加が示されていますが、浴室、空調設備、プール、フィットネスマシンなど、既存設備の老朽化への対応については記載されていません。 既存設備の維持・更新が十分に行われなければ、施設名称や利用対象を変更しても、利用しやすく安全な施設にはならないと考えます。自由利用スペース等の改修費だけでなく、既存設備の修繕・更新計画、必要な費用及び優先順位についても検討ください。	具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
54	③施設機能について	26. 福祉と市民活動について 市民一人ひとりが置かれた状況の違いや、そこから生じる格差・不平等を補うために公的な支援を行い、社会参加や生活の機会を保障することが、福祉の重要な役割であると考えます。そのため、年齢や属性による利用制限を一律に撤廃し、すべての人に同じ機会・支援・サービスを提供することが、必ずしも福祉の目的と一致するのか疑問が残ります。 特に老人福祉センター等については、高齢者を対象とした相談支援、健康増進、入浴、居場所の提供、地域ケアとの連携など、年齢や生活状況に応じた福祉的な役割を担ってきました。これらと、サークル活動、教養講座、貸室、自由利用スペースなどの一般的な交流・生涯学習機能は、目的や必要性を分けて整理すべきではないでしょうか。 利用対象を全世代へ拡大することによって、高齢者向けの相談、見守り、優先利用、減免、居場所としての安心感などが相対的に弱まることのないよう、高齢者福祉として維持すべき機能と、一般市民へ拡大する機能を明確に示してください。	これまで各施設が担ってきた高齢者福祉、勤労者福祉等の機能は維持しながら、居場所や交流の場としての機能を拡充し、地域の中で支え合う関係づくりを促進する施設として運営します。
55	③施設機能について	28. 「地域で支え合う関係」と、専門的な福祉支援との境界 地域住民同士の支え合いは重要ですが、健康相談、孤立への対応、子育て支援、高齢者の見守りなどには専門的な判断が必要な場合があります。市民同士の交流に期待する範囲と、専門職や行政が責任を持って提供する支援の範囲を区別しなければ、福祉上の課題を地域住民の善意に委ねることになりかねません。	今回の再編は、設置目的が異なるものの、交流・居場所の提供など、共通する機能を持っている4施設の従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換するものです。 ご指摘のあった専門的な判断が必要な場合は区別して取組を進めています。
56	③施設機能について	拡充機能として自由スペースとあるが、どのようなことを想定しているのだろうか。利用対象者に若い年代が加わることから、多様なニーズがあると考えられ、どのような運営になるのかが興味深い。利用者から希望を募った上で、その中から適性なものを選定するようなシステムになるのだろうか。その場合、選定に際して市民の意見も採り入れられるようなシステム(委員会?)で決められることを望みたい。	自由利用スペースとは、予約や利用登録を必要とせず、誰もが気軽に立ち寄り、滞在できるスペースを想定しています。 市民交流センターでは、学習や休憩等に利用できるスペースの確保に加え、Wi-Fi環境の整備など、利用環境の向上を図ります。 具体的な運用については、今後も施設の状況や利用実態を踏まえながら、指定管理者と協議の上で決定します。
57	③施設機能について	大きな変更点は多様な世代が利用可能とする。貸館やフリースペースを充実させる。それらに合った名称、開館時間等に統一していく。ということのようですが、子育て世代、若者や働いている方も使えるとなれば期待が膨らみます。	今回の再編案は、これまで各施設が担ってきた機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加し、子育て世代、若者、働く世代、高齢者など、幅広い世代の方に利用しやすい施設としていくことを目指すものです。 ご期待に応えることができるよう、今後も利用者ニーズや地域の実情を踏まえながら取組を進めていきます。
58	③施設機能について	・高齢者福祉施設で多世代が交流できることは素晴らしいと思います。既に実践されている施設もあると伺っています。同様の施設が広がることは賛成です。1点、施設すべてが全世代誰でも利用ということになった場合、その中でも高齢者が落ち着いて休息したり行動したりするところも必要かと思うので、施設内でスペースを分け、高齢者専用のマッサージチェアやヘルストロン、風呂、休憩所などのエリアも残していただくのが良いように思います。	ご意見のとおり、高齢者福祉施設の一部では、既に世代間交流の取組を実施しています。 今回の再編は、これまで各施設が担ってきた機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加し、子育て世代、若者、働く世代、高齢者など、幅広い世代の方に利用しやすい施設としていくことを目指すものです。全ての設備や備品等を高齢者専用とすることは困難ですが、よりよい施設の運用に向け、指定管理者等と連携していきます。
59	③施設機能について	普段、若者(10～50代)の就労・生活支援、社会参加のサポートをしている者です。「自由利用スペース」について意見を申し上げます。制限を取り払い、多様な世代が交流できる場を整備するのは非常に良い考えたと思いました。一方で、実際に地域の居場所(社協や行政、民間団体運営のもの)複数か所を利用したことがある私がそれらを比較して、個人的に感じていることとしましては、ただ場(椅子や机)やイベントを設けるだけでは、交流やつながりは生まれないということです。 以下、私が日常的に社会との接点が乏しい若者と関わるため、その経験をもとにした視点になります。人との関わりを期待する人が、やっと勇気を出して足を踏み入れた時に、挨拶をかわすだけで終わってしまったら。好きな者同士で話す人達しかいなかったら。その一回で人間関係に何も変化が起きなかったら。「あ、こんな場所か」「それなら家で一人で遊んでいたほうが安全でよっぽど楽しいな」となり、行かなくなります。自由利用スペースが無くとも自発的に交流できる方ばかりが集まり、本当の意味でつながりや支え合いが必要な方は利用しない(利用しづらい)場所が生まれます。今回は若者を想定した内容ですが、子育て世代の方、高齢者の方にも当てはまるのではないのでしょうか。 以上は極端な表現ですが、それほどに、人との関わりが本当に必要な人には、相応の「安心安全な空間づくり」「交流が生まれるきっかけづくり」が必要になることをお伝えしたいと思いました。それは例えば、ただその場ににいるのではなく、あたたかく声をかけ、利用者との信頼関係を作り、その場の人の間に自然と会話が生まれるような仕掛けを作れる人がいる状態です。(勿論それは誰にでもできるわけではなく、とても高度な技術です)安心感を与えられる人がひとりそこにいると、その場は「安心できる場所」になり、人が自然と集う場になっていくのではないかと考えます。より具体的にいえば、主要な地域だけでも構いませんから、受付や管理人という立ち位置ではなく、フラットな支え合いをつくる技術をもった”コーディネーター”な方を試しに置いてみていただきたいと思います。せっかく「自由利用スペース」ができるならば、場所だけを作って終わりにならないことを望みます。財源等の兼ね合いもあるとは承知していますが、ぜひ一案としてご検討いただけたら幸いです。よろしく願いいたします。	ご指摘のとおり、安心して利用できる環境づくりや、人と人とのつながりが生まれるきっかけづくりは重要であると考えています。 今回の再編により、誰もが利用しやすい施設に転換したうえで、自由利用スペース等の具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいた交流のきっかけづくりや支え合いにつながる運営に関するご意見は、今後の施設運営の参考にさせていただきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
60	③施設機能について	1. 意見の主旨 今回の見直し案(全年齢への開放)について、施設の有効活用という目的には一定の理解を示すものの、現在の利用者である勤労者の利便性が大幅に損なわれる懸念があります。利用時間の繰り上げおよび全年齢開放の運用について、以下の点にご配慮・再検討をいただきますよう提案いたします。 2. 懸念される点 働く世代の利用機会の著しい減少 閉館時間が「22時」から「21時」に繰り上げられることで、残業後や仕事帰りに立ち寄っていた方々が利用できる機会が大幅に減ってしまうことが懸念されます。昨今、近隣の民間スポーツクラブでも営業時間の短縮傾向が見られ、勤労者が夜間に運動できる貴重な機会がさらに狭まる可能性があります。 特定の時間帯における混雑と利用環境の低下 全年齢に開放されることで、放課後の中学生・高校生などの集団利用が増加することが予想されます。これにより、これまで利用していた方々がマシンやプールを利用しづらくなる懸念や、安全面・マナー面での混雑問題が生じる可能性があります。 3. 改善のご提案(変更案に対する対案) 施設の稼働率向上と、働く世代の健康増進・利用機会の確保を両立させるため、以下の運用をご検討いただけますと幸いです。 【提案1】利用開始時間の拡大のみにとどめ、閉館時間(22時)は維持する 利用率向上のためには、開館前倒し(9時～)によるシニア層や一般層の受入れ拡大は有効ですが、閉館時間まで前倒し(21時閉館)にする必要性は低いと考えます。夜間のニーズに応えるため、従来の「22時閉館」の維持をお願いいたします。 【提案2】時間帯に応じた「優先利用・制限枠」の設定 全年齢に開放する場合でも、たとえば「19時以降は19歳以上(勤労者)の優先・限定時間帯とする」あるいは「高校生以下の夜間利用(19時以降等)に制限を設ける」などの運用ルールをご検討ください。これにより、日中は幅広い世代に開放しつつ、夜間は仕事帰りの勤労者が安心して利用できる環境が確保できます。 4. 結びに 日頃から地域住民や勤労者のために施設を運営していただき感謝申し上げます。日々の業務に励む現役世代の健康維持・リフレッシュの場としての機能を損なうことなく、より多くの市民にとって使いやすい施設となるよう、重ねて再検討をお願い申し上げます。	勤労者福祉センターがこれまで担ってきた健康づくりや運動の場としての役割は重要であると考えており、市民交流センターへの移行後も、トレーニング・フィットネスルームやプールなどの機能を引き続き維持していきます。 開館時間については、地域の実情や実際の利用状況を踏まえて設定しました。 利用者制限の見直しにあたっては、より多くの市民が利用できる施設への転換を進める一方で、安全面にも配慮しながら、指定管理者と協議した上で運営していきます。
61	③施設機能について	1 再編の目的 【なぜ見直しを行うか】が明確でなく、施設名に「福祉」を冠する割には障害分野のことを排除しているように見える 資料に書かれている説明では、本質的にどうしたいかがよくわかりません。多分、人口減少で予算規模の縮小が予想されるので、今までどおりの予算で施設の維持はできなくなるので、できたら施設を統廃合して費用を減らしたい、ということが背景にあると推察します。きれいことを言わずに、「資金がなくなるので福祉関係の予算は縮小する」を前面に打ち出す方が市民には理解しやすいと思います。 今回、高齢者系施設と勤労や世代間交流などの4種の施設を福祉交流センター(仮称)という名称に統合するのは、誤解が生じると思います。障害者の利用も含んでいるようですが、実際がよくわかりません。資料の説明ですと、子どもや子育て世代のことは具体的な説明やイラストで受け入れるようですが、障害者のことは一言も書いてありません。障害のある人が利用してもいいのでしょうか？ 利用者が「全市民」を対象としているようですので、表面的には障害者の利用も想定しているのでしょうか、障害に対応した施設や設備、トイレの整備、バリアフリー化、利用の方法に合理的配慮などはあるのでしょうか？ 障害者が使いにくいとなると苦情がでるし、行政による障害者差別になると思います。 今回は、障害者が関係する施設(中央福祉センターなど)についての検討やパブコメ募集がありませんが、この福祉交流センターがあるから、縮小・削減するなどの方針が打ち出されることを危惧しています。	本方針は、施設の統廃合による予算削減を前提とするものではなく、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など共通する機能を持つ施設について、施設名称や制度を統一し、障害のある方も含めて、誰もが利用しやすい施設へ見直すことを目的としています。 一方で、長期的には人口減少や人口構造の変化が進むことが見込まれることから、公共施設全体のあり方については、今後も検討していく必要があると考えています。 また、市民交流センターは、年齢や属性にかかわらず誰もが利用できる施設を目指しており、障害のある方の利用も想定しています。 このため、洋式トイレの整備など施設のバリアフリー化を進めるとともに、関係法令等に基づき必要な配慮を行っていきます。
62	③施設機能について	老人福祉センターで行っていた高齢者の健康増進、孤立防止、社会参加、相談支援、居場所づくりなど、これまで施設が担ってきた政策的な機能については、確実に維持・充実させていく必要があると考えます。 施設を共通化する場合にも、福祉等の専門性が失われないよう、専門人材による相談・支援機能や、福祉専門機関との連携体制を明確にする必要があります。	今回の見直しにあたっては、高齢者の健康増進、孤立防止、社会参加、相談支援、居場所づくりなど、これまで高齢者福祉施設が担ってきた機能は維持していくこととしています。そのため、講師やカウンセラーを務めていただく専門的知見を有する方とは、今後も継続して連携していきます。 また、同様のサービスを幅広い層の方々にもご利用いただけるよう、これまで年齢で設けていた利用者制限をなくしていくことで、多様な世代の利用を促していきます。
63	③施設機能について	現在の老人福祉センターは、一人暮らしや生活に困窮した高齢者等のセーフティネットの役割も担ってくれています。 実際に支援が必要な高齢者について、センターから情報を提供していただき、支援に至った例もあります。 今回の再編によりこうした機能がなくなってしまうことを心配しています。 再編後は多世代の交流の場としての機能とあわせ、これまでのようなセーフティネットの役割も、高齢者だけでなく、子どもや障害者など幅広い層にに対して提供していただきたいと思います。	今回の見直しに当たっては、高齢者向けの相談や健康づくり、生きがいづくりなど、高齢者福祉施設が担ってきた機能は維持していくこととしています。また、これまで設定していた年齢による利用者制限を見直し、今後は同様のサービスを幅広い層の方々に提供していきます。
64	④利用方法について	現在入館者カードは11館独自のものがあり、それぞれ番号が違う。本来なら個人が最大11もの番号を所持している事が異常。電話番号、連絡者、住所変更等の度に11館に変更届を出さなければならなく高齢者には不可能。情報がある館では変更してあるが、ある館では更新されてないという現状が常態化している。統一したカードにして1館で変更したらほかの館でも共有出来るシステムにして欲しい。また、東部老人憩いの家ではでんでん体操の入館の度に入口で入館時間と体温の測定値を記入し、部屋の入口で出席簿にマルをつけ、更に自分のカードに重りの本数を記入するなど大変。それらの作業が本当に必要なのが疑問。職員も出席簿の用意、集計など大変ではないのか？SDGsの観点からも紙、時間の無駄。入館者カードのバーコードかQRコードを読み取って管理すれば、入館、出館時間をリアルタイムで管理でき職員の入出力の手間も省けるのではないか。初期投資はかかるがこれから先の事を考えたら、世間の常識に追いつくチャンスではないか。	利用者情報の管理方法や手続きの簡素化については、利用者の利便性向上及び施設運営の効率化の観点から重要な課題であると認識しています。 市民交流センターへの移行に伴い、各施設の利用者管理のあり方について検討していきます。また、デジタル技術の活用による手続きの簡素化や運営の効率化につきましても、費用対効果や運用面の課題等を踏まえながら、今後の施設運営の参考とさせていただきます。
65	④利用方法について	・利用方法を隣組回覧で多くの人にお知らせしてほしい ・利用者制限を撤廃し、誰でも利用できるのはいいが、今まで利用していた人の足が止まらないように一部制限をするなど工夫してほしい ・施設規模に応じた駐車場(安い有料でも可)が必要 ・多くの人が利用すると不審者が入り込む可能性があるので、防犯カメラ、職員を増やすなど対応が必要 ・利用者の主が勤労者、高齢者になる施設にしてほしい ・年に1回くらい、近隣を取り込んだお祭りを行う(地域とのつながりを持つ)	市民交流センターは、年齢や職業等に関わらず幅広い市民が利用できる施設として運営していきます。 施設の周知方法、駐車場のあり方、防犯対策、地域との交流促進については、施設を安心して利用していただくための重要な視点であると認識しています。いただいたご意見は今後の施設運営の参考とさせていただきます。
66	④利用方法について	勤労者福祉センター清水テルサを利用しています。すべての施設で利用者の属性や年齢の制限を外すとの方針ですが、清水テルサのプールはレーン数も少なく、プールを子供世代にも解放した場合、これまでのようなフィットネスやトレーニングの利用が困難になることが予想されます。無制限に利用者層を広げるのではなく、各施設の規模を考慮した上で、必要なところには制限を残し、必要なトレーニングができるような環境を整えていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。	清水テルサのプールやフィットネスは、施設の規模や利用状況を考慮し、安全で快適な環境を整えることが重要であると考えています。 市民交流センターへ移行する際は、指定管理者と協議し、プールやフィットネスの安全管理に必要な利用条件や運用方法を決定します。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
67	④利用方法について	多世代化しても高齢者が安心して静かに過ごせるシニア専用の休憩室や専用のスペースを必ず残して欲しい。	今回の再編は、従前の機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、若者や働く世代、高齢者をはじめ、外国人や障がいのある方など、多様な方が利用しやすい施設を目指すものです。このため、諸室や備品等を高齢者専用とすることは予定していませんが、高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加の促進など、これまで老人福祉センターが担ってきた機能については引き続き実施していきます。今後も、よりよい施設の運用に向け、指定管理者等と連携していきます。
68	④利用方法について	月曜日が休館になると 月曜日休みの人は全く利用出来なくなるので何とか いままで通り月曜日開館を希望します。	休館日については、施設ごとに異なっている利用条件を整理しつつ、利用実態や運営条件等を踏まえて設定しています。
69	④利用方法について	9. 名称は統一されても、利用ルールは統一されていないことについて 資料では、「施設の名称やルールが統一され、分かりやすい」とされています。しかし、5ページの案では、17時30分に閉館する施設、21時まで開館する施設、階によって閉館時間が異なる施設、月曜日が休館となる施設、日曜日が休館となる施設が併存しています。また、浴室、プール、フィットネス、貸室、高齢者向けの優先利用や減免制度など、利用できる機能や条件も施設ごとに異なります。名称だけを統一しても、利用ルールや機能が異なるのであれば、「統一されて分かりやすくなる」という説明は正確ではありません。統一する事項と、施設ごとに異なる事項を明確に整理して示してください。	本方針では、名称だけでなく、利用者制限など施設利用に関する基本的な制度についても見直しを行っています。また、従前の利用者への影響に配慮しながら、利用実態や利用者ニーズを踏まえて開館時間や休館日を設定しています。各施設が担ってきた機能については維持することを基本としており、世代間交流機能や自由利用スペース機能を付加することで、誰もが利用しやすい施設へ転換していきます。
70	④利用方法について	19. 優先利用・減免制度を、具体的に示す必要がある 資料では、高齢者団体等の「優先利用及び減免規定を整備する」とされていますが、対象となる団体の要件、対象となる部屋、優先予約できる期間、減免される料金の範囲などが示されていません。現在の利用者制限を撤廃し、一般利用を広げる一方で、高齢者福祉施設としての機能を維持するのであれば、高齢者団体と一般団体の予約が競合した際に、どのような基準で調整するのかを明確にする必要があります。また、減免対象者であることをどのように確認するのも含め、制度の詳細を実施前に示してください。	従来の施設の設置目的を考慮し、これまで無料で利用又は減免措置を受けていた団体等が、同様の目的で同じ施設を利用する場合は、変わらず減免を受けられるような制度設計にする方針です。具体的な要件等は、改めて周知していきます。
71	④利用方法について	福祉交流センターとして統一されたら老人福祉センターの今の無料で利用できるということが変わってしまうのではないかと心配です。全世代の方が利用できる施設になるというメリットはあると思います。	今回の再編に当たっては、高齢者向けの相談や健康づくり、生きがいづくりなど、老人福祉センターが担ってきた機能は引き続き維持していきます。一方で、多世代交流の促進や施設の有効活用を図るため、利用対象者を限定せず、誰もが利用できる施設への再編を進めることとしています。これまでと同様、講座やサークル活動等、地域福祉や健康づくり等に資する活動については、引き続き無料で利用できるようにする方針です。なお、具体的な内容は運用開始に向けて検討していきます。
72	④利用方法について	・老人福祉センターが福祉交流センターに名前を変えてどんな施設になるのかわからない。イメージがわからない。 ・各施設の利用者との意見交換は十分か。具体的な内容を示して意見交換をするべきです(施設ごとに)。 ・サービスの低下や利用料金など、使い勝手が悪くなるのは非常に困る。 ・もっと時間をかけて周知徹底を図るよう願います。性急過ぎる。	市民交流センターは、多世代が集い、交流や憩いの場となる施設を目指し、地域の交流活動を支援していきます。このたびの方針は、施設の管理者や自治会、利用者等との意見交換を行い、いただいたご意見を踏まえて策定しました。これまで各施設が担ってきた機能を維持しながら、世代間交流機能や自由利用スペースを付加することで、子育て世代、若者、働く世代、高齢者など、幅広い世代の方に利用しやすい施設としていくことを目指すものです。
73	④利用方法について	由比は単独の工夫があります!! 統一して月曜日も休館日になると使いにくいです!! 名称のみ変更してもよいが休館日は由比の今まで通りで	休館日については、施設ごとに異なっている利用条件を整理しつつ、利用実態や運営条件等を踏まえて設定しています。由比市民交流センターについては現在とは異なる休館日となりますが、本方針では、名称だけでなく、利用者制限など施設利用に関する基本的な制度についても見直しを行っていきます。また、各施設が担ってきた機能を維持することを前提に、施設全体として利用しやすい制度となるよう見直しを行っています。
74	④利用方法について	P5 4(3)夜間ニーズが高い施設は利用者の意見も聞いて柔軟に設定するとあるが、特にコロナ禍以降は高齢者の夜間外出は減少傾向にあり、持続可能な施設とする意味でも現勤労者福祉センター以外は現行の開館時間の維持が望ましい。	市民交流センターでは、年齢等による利用者制限の見直しに伴い、多様な世代の利用や地域クラブ活動等の受入れを進めることとしており、こうした利用にも対応できるよう開館時間を設定しています。施設ごとの開館時間については、施設の機能や利用実態等を踏まえて設定しています。
75	④利用方法について	P6 5具体例中、現老人系施設は貸室料も無料とされているが、福祉交流センターで高齢者が部屋を借りる場合に従来どおり無料か、高齢者以外の利用者と同様に有料となるのか？	「市民交流センター」への統一に伴い、各施設に新たに設ける貸室については、使用料を設定します。ただし、高齢者福祉に関する利用の場合は、使用料の減免対象となる方針です。具体的な内容は運用開始に向けて検討していきます。
76	④利用方法について	設置案では、年齢や属性による利用制限を見直し、誰もが利用できる施設とする一方、高齢者等への優先利用や減免等についても検討されています。誰もが利用できる施設とすることには賛成しますが、一般利用と政策的に支援すべき対象者への優先的なサービスをどのように両立するのか、その基本的な考え方を明確にする必要があると考えます。	これまで年齢で設けていた施設の利用者制限はなくなりますが、施設が政策的に支援すべき対象者へのサービス提供を促すため、一般と比較して早期に施設予約することを可能とする優先予約の制度や、使用料の減免等の規定を設けていきます。なお、具体的な内容は運用開始に向けて検討していきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
77	⑤施設運営について	安全性と責任 ①安全で安心して使える施設と運営管理側(受け入れる施設)の対応体制及び準備がすぐにできますか(1年後スタート?) 誰でも使える施設を目指すことはとても聞こえが良く、万民が望む形の理想だと思いますが 幼児や低学年の小学生などを含む場合などは運営上、制限が必要と考えます (トラブル時の責任範囲は?) けがや事故等の対応や保護者同伴での保護者が見守る中での活動は問題が軽減されるかと思われます 老人等もカード登録により緊急連絡先などの提示が毎回行われています 施設の運営管理体制も人員増強やみまもりなど今までになく安全対策がなされなければ危険予知の観点から 先に対応が必要になると考えます すべての施設ほとんどがトイレなども子供や乳児に対応した高さ等に設備が対応しておりません。子供や乳児室の対応及び授乳や寝かしつける部屋 等保護者に寄り添った対応の設備がなされていません。 ②施設の規模によりますができる要素を増やすことで利用率を上げられるのではないのでしょうか ・電子ピアノ ・卓球台 ・ビリヤード台 ・ボッチャ ・輪投げ など	市民交流センターへ移行する際は、施設の規模や利用状況を考慮し、安全で快適な環境を整えるため、指定管理者と協議した上で、必要な利用条件や運用方法を決定します。 また、トイレなどの設備改修や備品の拡充については、多世代化に伴うニーズに応じて、今年度から順次対応をしていきます。
78	⑤施設運営について	9. 名称は統一されても、利用ルールは統一されていないことについて 資料では、「施設の名称やルールが統一され、分かりやすい」とされています。しかし、5ページの案では、17時30分に閉館する施設、21時まで開館する施設、階によって開館時間が異なる施設、月曜日が休館となる施設、日曜日が休館となる施設が併存しています。 また、浴室、プール、フィットネス、貸室、高齢者向けの優先利用や減免制度など、利用できる機能や条件も施設ごとに異なります。名称だけを統一しても、利用ルールや機能が異なるのであれば、「統一されて分かりやすくなる」という説明は正確ではありません。 統一する事項と、施設ごとに異なる事項を明確に整理して示してください。	具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
79	⑤施設運営について	11. 貸室を「拡充機能」とすることについて 高齢者福祉施設の拡充機能として「貸室」が挙げられていますが、従来から施設内の諸室を団体等が利用している施設もあります。そのため、料金規定を新設し、一般向けの貸出制度へ変更することを、一概に「貸室機能の拡充」と表現することが適切なのか疑問があります。 現行の部屋利用と、再編後の有料貸室制度が具体的にどのような異なるのか、既存の高齢者団体の利用条件や優先利用、減免制度がどのように変わるのかを示してください。	具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
80	⑤施設運営について	16. 全世代向け施設と開館時間との整合性について 再編後の15施設のうち、多くは17時30分に閉館する案となっています。しかし、現役の勤労者や学校に通う若者が利用するには、(特に平日は)17時30分閉館は利用しやすい時間設定とは言い難いと考えます。 利用対象だけを全年齢に広げても、開館時間が従来の高齢者向け施設と同様であれば、「全世代が利用しやすく、交流できる施設」を実現できるとは限りません。各施設の想定利用者、地域の実情及び時間帯別の需要を調査した上で、全世代化の目的に合った開館時間を検討してください。	開館時間については、施設ごとに異なっている利用条件を整理しつつ、利用実態や運営条件等を踏まえて設定しています。
81	⑤施設運営について	20. 全年齢化に伴うトレーニング設備等の安全対策 利用対象の拡大により、トレーニングルームやフィットネス設備についても、これまでとは異なる年齢層や利用目的の人が利用することが想定されます。特に、子どもの利用や、リハビリ・機能回復を目的とする利用が増えた場合、誤った使用による事故や、職員に医療的な判断や見守りが求められる可能性があります。 すべての設備を単純に全年齢向けとするのではなく、設備ごとの年齢制限、利用条件、初回講習、見守り体制、緊急時の対応、職員配置などを具体的に検討してください。また、安全な利用に必要な人員や予算も併せて示していただきたいです。	トレーニングルームやフィットネス設備は、すべてを無条件に全年齢へ開放するものではありません。安全確保の観点から、一定の年齢制限を設け、施設ごとに利用条件、初回説明、見守り、緊急時対応等を定めるとともに、管理マニュアルを改定します。具体的な施設の運用については、仕様書に基づいて指定管理者と協議の上で決定します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
82	⑤施設運営について	21. 同一建物内で異なる制度が併存する場合の分かりにくさ 小鹿福祉交流センターでは、老人福祉センターと勤労者福祉センターの名称を統一するとされていますが、同一建物内には生涯学習センターも設置されており、また老人福祉センターの一部は夜間は生涯学習センターとして扱われています。名称統一後も、階や部屋によって予約方法、利用料金、減免制度、利用時間などが異なる場合、利用者にとっては、現在よりも制度が分かりにくくなる可能性があります。 どの範囲を福祉交流センターとし、どの範囲を生涯学習センターとするのか、それぞれにどの条例、料金、予約制度を適用するのかを明確にしてください。また、施設案内や受付をどのように一元化するのかについても示していただきたいです。	小鹿市民交流センターについては、同一建物内に市民交流センターと生涯学習センターが併設されることから、利用者にとって分かりやすい運営を行うことが重要です。 老人福祉センター及び勤労者福祉センターについては、市民交流センターとして名称や制度を統一します。 小鹿市民交流センターを含む「来・て・こ」においては、1・2階部分を市民交流センターとして市民交流センター条例に基づいて運営し、3階部分は引き続き駿河生涯学習センターとして生涯学習施設条例に基づき運営します。利用料金や減免制度等は、それぞれの条例に基づくものとなります。 また、現在と同様に、旧老人福祉センター部分の貸室については、夜間は生涯学習センターの貸室として利用できるようにする予定です。 受付については、市民交流センターとして一元的な対応を基本としながら、フィットネスルームなど安全管理上必要な機能については適切な運営体制を確保します。 利用者に混乱が生じないよう、分かりやすい案内表示や施設案内の充実に努めていきます。

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関するご意見と回答

No.	意見分類	ご意見の内容	回答
83	⑤施設運営について	二つの意見があります。 ①でん伝体操の開催場所について。 現在『しぞ〜かでん伝体操』の開催場所として、各施設が使用されてます。週に2回〜それ以上開催し、参加人数も1回に20〜30名や、50名以上になるなど、多くの方々が利用し、健康維持に努めています。静岡市の地域リハビリ推進センターが中心となり、静岡県は健康長寿日本一になるなど、貢献度も高いです。今後の統廃合は致し方ないことにも感じますが、開催場所の代替案も必要です。特に徒歩にて会場に向かう方々も多いです。全体の見直しの中に、巡回バスもご検討下さい。現在、蒲原は巡回バスがあります。でん伝体操に限ったことではありませんが、でん伝体操は、市で考えられたものです。今後の取り組みにも、開催場所をどこにしていくなのか、一緒に考えと欲しいです。 ②日曜祝日が会館日について。 見切り発車的なスタートよりも、内容を詰めてからの方が良いのではないのでしょうか？職員の配置は可能なのか？使って頂く団体を見つけるのか？催し物を計画するのか？祝日は行楽地へ出掛けたり、買い物に行ったりという方が多いのでは？まずは、市の職員の皆様が、日曜祝日にどのようなことで、利用したいか？等、意見を出してみてはいかがでしょう。例えば、働く世代向けにでん伝体操を開催したら、職員の皆さん、参加されますか？きっと趣味や娯楽、家族サービスの時間に充てるのでは？日曜祝日の会館にあたり、既に良い意見があるようでしたら聞かせ下さい。	今回の見直しは、統廃合を前提とするものではありません。市民交流センターへの移行後も、これまでの利用者が引き続き利用できるよう、従来の施設配置や機能は継続することを前提としています。 開館日については、より多くの市民の皆様が使える施設となるよう設定しました。
84	⑤施設運営について	P3 3(1)再編のめざす姿で居場所や交流の場としての機能を拡充するとあるが、従来の仕様書にこうした新たな機能を実現するための事業を位置付けするのか？また、そのための指定管理料も積み増しするのか？	具体的な仕様書の内容や指定管理料については、所定の手続きを進め、適正に公表します。
85	⑤施設運営について	私は折戸のはごろも荘で毎週2回でん伝体操に参加させていただいております。5年前に右大腿骨骨折で入院、退院後にはごろも荘のでん伝体操を友人に進められ3年たちました。今では、右足に少し違和感があるものの仲間の人達と笑って体操ができるこの成果にとっても喜びを感じています。はごろも荘の職員の方の話を聞いていただけ相談できる親切的な態度がとてもありがたく思っております。 常に前向きで長く続けられる要因は無料であることも大きな喜びです。どうぞこのまま長く続けさせていただけるよう祈っております。	今回の見直しにあたり、これまでの老人福祉センターが担ってきた高齢者向けの相談や健康づくり、生きがいづくりなど機能は引き続き維持していきます。その上で、具体的にどのような取組を行っていくかについては、市と協議の上、指定管理者が決定することとしています。いただいたご意見は、令和9年4月から施設を管理する次期指定管理者に共有させていただきます。
86	⑥その他	特に無し。	今後も市民の皆様にとって利用しやすい施設づくりに努めます。
87	⑥その他	公営競技場を開放する取り組みについて 多世代化して将来の地域の憩いの場の不足を補うため静岡競輪場の非開催日の施設開放をして欲しい。 カフェスペースや地域のシニアの憩いの場としてメインスタンドのきれいなロビーや一般席エリアやメインスタンドの2階エリアだけの限定開放等を希望します。	いただいたご意見は、公営競技事務所に共有します。
88	⑥その他	・施設サービスの健康増進レクリエーション居場所に参加したいが遠く、徒歩で20〜30分かかかるので困難です。 近くの人々は毎日参加しています。バス停3つ先 内容を工夫してくださるが私はその以前の問題、行くことが大変で家に居ればうつになり施設に行く方法が問題です ・センター迄ひとりで行ける人が利用対象者ですネ	高齢者の社会参加や健康づくりを推進していく上で、施設への移動手段の確保は重要な課題であると考えています。 本方針では、現在の施設配置を当面維持しながら、身近な場所でサービスを受けられる環境の充実を進めるとともに、移動に課題がある方への対応についても、関係機関と連携しながら検討していきます。